

## 秋田県告示第425号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

令和4年10月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
湯沢市上院内字長倉206・209
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県雄勝地域振興局農林部及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）